

令和6年度 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制

令和6年6月1日
医療法人薫会 菅又病院

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者

院長：布施 大輔 看護部長：佐藤 光代

(2) 看護職員の勤務状況の管理

勤務時間：①40時間/週 以内

②連続勤務5日以内

③勤務状況の把握：有給取得率 時間外業務の把握

夜勤勤務：①夜勤明けの翌日は原則休み

(3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議

「運営会議」 会議構成員：院長および各部署長の8名で構成

○毎月開催する「運営会議」において

4月・・・取り組みの見直しを行い、計画書を作成

10月・・・実施状況確認し、見直し事項を盛り込んでいく

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定：年に1回の見直しと職員への周知（院内掲示）

(5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開

○院内掲示

○ホームページで公開

2. 令和6年度 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する取り組み及び計画

(1) 業務分担

項目	令和6年度 現状及び目標	具体的な取り組み及び計画
薬剤部	院外処方体制を維持し、病棟での服薬指導、持参薬管理を担うことにより看護職員の負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時における持参薬の確認・管理 ・中止・休薬の再調剤 ・DI情報の定期提供 ・薬剤管理指導の強化
連携室	入退院支援と、他医療機関との転院・搬送・受診等の相談並びに調整を行い、看護職員の業務負担を軽減する。また、病棟においては、可能であればナース室での電話やご家族への対応を行い看護業務の軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・入退院に関する支援と相談および調整業務を行う。 ・医師や看護師の要請により、他医療機関との連絡調整を行う。 ・必要に応じて患者の移送調整を行う。 ・ナース室での業務中は必要に応じて電話対応、家族対応を行う。可能であれば、患者の見守りを行う。 ・介護保険と施設の専門的な説明は、医師や看護師の要請または状況に応じて患者家族へ行う。
事務部	感染症対策により、入院時説明業務は内容が多くなり、時間を以前より要する状態である。また、面会の予約業務も丁寧な説明が必要となっている。入院カルテと書類の整備、各種手続きのサポートなど以上の業務の分担を担うことで看護職員の負担軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時のご家族への入院説明と手続き ・入院患者の預り金や貴重品の管理 ・入院カルテの閉じ業務 ・面会予約の電話受付と説明 ・来院者の体温・健康チェックを行う。
栄養科	患者様の状態に合わせた食事形態や経管栄養食の種類・適切な量の提案を、栄養管理計画書にて行い看護職員の業務負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養管理計画書の作成 ・患者様への栄養指導の実施 ・必要時食事形態や付加食等の調整 ・看護師とともに、栄養状態の管理を行い、栄養状態の改善と維持、褥瘡防止に努める。

放射線科	放射線検査の準備と後処理の補助を行い、看護職員の負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> 放射線科の検査の準備 必要時、検査時の患者移送を行う。 適時、検査に必要な説明を看護職に代わって行う。
理学療法室	理学療法室への患者搬送とそれに伴う離臥床と移乗動作を理学療法室職員が担うことにより、看護職の負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> リハビリ時の患者離臥床と移送。 A D L改善につながるリハビリの実施 看護師とともに摂食嚥下訓練に取り組み、嚥下機能の評価と改善を図る
検査科	検体の回収を行い業務軽減を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 朝の検体回収を行う。 パニック値を直接医師へ直ちに報告する。 (N sではなく、医師へ直接報告することでN sの負担軽減と、迅速な対応が可能)

(2) 病棟勤務体制の調整

項目	令和6年度 現状及び目標	具体的な取り組み及び計画
業務量の調整	<p>長時間の時間外勤務が常態化しないよう、業務量と人員の配置を必要時修正していく。</p> <p>休日は、有給休暇を全職員確実に5日以上を取得できるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6カ月に1度、勤務時間、時間外勤務、有給休暇取得率を調査し、改善に向けた業務調整を検討する。
看護補助者の配置	看護補助者の適切な配置と増員を図り、看護師及び看護補助者双方の業務負担の軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度6月時点で看護補助者在籍数は9名だが、生活援助業務の負担を軽減するために10名の在籍数を目標に人員確保に努める。 看護補助者の処遇改善として、令和6年2月から厚労省からの指導により手当の新設をおこなった。
多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入を図り、看護職員の負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> 労力が多く必要な時間帯に看護職員を配置するためにパート、短時間労働などの勤務形態を活用する。
2交代夜勤	適切な休息時間を確保し、夜勤負担の軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 90分の仮眠時間を可能な限り確保できるよう推奨する。 夜勤明けの翌日は原則休日とする。

(3) 妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮

項目	令和6年度 現状及び目標	具体的な取り組み及び計画
夜勤の減免制度	当該職員に対し、個々の状況、要望に応じて勤務時間を調整し、働きやすい環境を整備する。	当該職員の申し出により、夜勤を免除する。
所定外労働の免除		当該職員の申し出により、所定外労働を免除する。
時間外労働の制限		当該職員の申し出により、時間外労働の制限を行う。
半日・時間単位休暇制度		有給休暇について、半日単位・時間単位で取得可能。
所定労働時間の短縮		当該職員の申し出により、所定労働時間の短縮を講じる。(原則1時間)
子の看護休暇 介護休暇		当該職員の申し出により、家族の人数によって年間最大10日取得できる。時間単位の取得も可能。
他部署等への配置転換		当該職員の要望や勤務時間に配慮した配置転換を検討する。
復職後の職務		スムーズな職場復帰が行えるよう、原則として休業直前の部署及び職務に戻れるよう配慮する。